

安濃中央総合公園内野球場の施設及び設備器具の利用料金

単位 円

使用区分		利用料金			
施設	野球場	入場料等を徴収しない場合		1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	2,090
		入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツのために使用する場合	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	4,190
			その他の場合	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	12,570
		夜間照明	半灯	30分（30分未満は、30分とする。）当たり	2,090
			全灯	30分（30分未満は、30分とする。）当たり	3,140
設備器具	放送設備		一式	1,040	
	冷暖房		1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	520	
	シャワー		1人1回につき	100	

〔備考〕

- 1 入場料等を徴収する場合とは、入場料観覧料、寄付、入場券、招待券、優待券、整理券、会員権、資金募集等名目のいかなを問わず、入場について直接又は間節に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 2 市街の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。
- 3 芸実の午前9時から午後5時までの間に入場料等を徴収しないで役友情を使用する場合の利用料金は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり、1,000円（市外の者が使用する場合にあっては、2,000円）とする。

安濃中央総合公園内多目的グラウンドの利用料金

単位 円

使用区分	利用料金	
多目的グラウンド	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	1,040

〔備考〕

市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

安濃グラウンドの利用料金

単位 円

使用区分	利用料金		超過利用料金	
津市安濃グラウンド	2 時間以内	620	1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）増すごとに	310
	夜間照明 1 時間以内	4,190	30分（30分未満は、30分とする。）増すごとに	2,090

〔備考〕

市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。